第５５回岡山地方裁判所委員会

１　開催期日

令和８年６月１９日（金）午前１０時

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

(1)　今回のテーマに関する意見交換

別紙第２のとおり（資料の添付は省略）

(2)　次回のテーマに関する意見交換

別紙第３のとおり

(3)　委員長の選任

別紙第４のとおり

(4)　次回期日

令和８年１２月１６日（水）午前１０時

（別紙第１）

出席者

委員　岩　﨑　香　子
同　　大　泉　陽　輔
同　　大　本　　圭
同　　勝　部　教　道
同　　佐　藤　義　亨
同　　鈴　木　義　治
同　　龍　田　裕　典
同　　谷　　征　純
同　　頓　宮　尚　公
同　　原　田　正　雄
同　　深　野　友　裕
同　　森　實　有　紀
同　　森　島　　聡
同　　山　形　章　弘

（別紙第２）

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

　最初に、裁判所から「業務のＤＸ化を推進するためのオフィス環境整備」について御説明させていただきます。

（裁判所からの説明）

事務担当者

　資料に基づき説明

事務担当者

　次に、フリーアドレス制の導入に向けて、課室に整備した備品につき、見学を実施させていただきます。

（裁判所の備品見学等）

事務担当者

　備品等に関する説明

委員長代理

　裁判所からの説明及び見学等を踏まえて、委員の方々から御質問がありましたら伺いたいと思います。どなたか御質問はございますでしょうか。

Ａ委員

先ほど見学させていただきましたが、拝見したところだと、まだ実際は固定席で個人個人が文書等をお持ちになられていて、今はフリーアドレスに向けて備品を入れていらっしゃる段階という理解でよろしかったですね。

事務担当者

御質問のとおり、まだ備品を入れている段階です。現在は有線接続がメインであり、席から離れることができない現状があります。先ほどプレゼンでもありましたように、ＧＳＳが入って無線ＬＡＮが導入されたら大分自由になるものと思われます。

委員長代理

他に御質問はいかがでしょうか。

Ｂ委員

先ほどの質問の続きで、結局無線ＬＡＮはいつ入るのでしょうか。

事務担当者

デジタル庁も関係しており、我々も、具体的にいつ入るかはまだ分かってないというのが正直なところでございます。

Ｂ委員

無線ＬＡＮが入ることが全部の前提にあると思うので、入らないと厳しいと思います。有線でも線を外せば対応できるので、線を一杯付けておけばフリーアドレスにしても対応できるのではないでしょうか。弊社も以前そのようにやっておりました。

委員長代理

ではＣ委員どうぞ。

Ｃ委員

前提として、フリーアドレスをどの範囲で目指していらっしゃるのでしょうか。先ほど見学したのは課だと思うのですが、課の中でということなのか、フロア全体なのか、それこそ全館的に目指しているのか。

事務担当者

最終的には全館的にできれば良いと考えております。幹部職員クラスになると、なかなか各課室に行きづらいところはあるのですが、その幹部職員同士でもフリーアドレスで一室に集まるようなこともしたいとは思っております。私も本日端末を持ち込んでいますが、飽くまでもダウンロードしてハードディスクに落としたものを見ているという状況です。無線ＬＡＮからＴｅａｍｓにつながっていれば、資料を自由に選べます。また、電話の代わりにＴｅａｍｓで通話をするようになって、電話代が圧縮できて非常に有り難いと思っております。そして、無線ＬＡＮが入れば、庁内でＴｅａｍｓ電話を利用することで、内線電話の代替にもなると考えております。ですので、先ほど、無線ＬＡＮが入ることが前提だという御意見をいただきましたが、我々も早く導入されることを期待しております。

委員長代理

ＩＴ会社だと、社長等も含めて皆平場にまとまっているというイメージもありまして、本当に目指すところがすごいなと思うのですが、そのような御経験や御事情を御存じであれば教えていただければと思います。そのほか御質問等いかがでしょうか。Ｄ委員どうぞ。

Ｄ委員

先ほど全館的に目指していると言われていましたが、そうすると例えば、第１民事部や第２刑事部とかもひとまとまりになって仕事をするということまで予定しているということでしょうか。

事務担当者

業務内容が全く折り合わない部署を一緒にすることまでは考えておりません。Ｄ委員は弁護士でございますからよく御存じだと思うのですが、例えば、不服申立ての場合には、複数の裁判官で議論するという制度になっております。それが刑事部だけでまかなえない場合には、当然民事部の裁判官にも入っていただくのですが、そういった場合にも集まりやすくなるのではないかと思っております。ですので、常時というよりはケース・バイ・ケースで考えていくのではないかと考えているところです。

委員長代理

それでは、Ａ委員どうぞお願いいたします。

Ａ委員

ペーパーレス化というのが、一つ大きな課題になると思うのですが、恥ずかしながら、弊社はかなり紙が多くて、フリーアドレス化の一つの妨げになっています。先ほど拝見した課室もかなり紙があるようなので、その紙を電子データに落とし込むことになると思うのですが、現実には相当難しいと思います。何か方策をお考えでしょうか。

事務担当者

基本的に紙記録につきましては、資料的なものを除いて大体５年程度で廃棄することになっておりますし、もっと短い期間で廃棄するものもございます。現在は、書類の保管等につきましては、基本的に電子で保管するようになっていますので、徐々に紙記録は減っていくものだと思われます。やはり裁判所における主たるものは事件記録ですが、先月から民事事件はデジタル化が始まりましたので、徐々に減っていくものと思っています。また、これから更に刑事事件や民事執行事件、家庭裁判所の事件も電子化していきますので、紙の記録は減少することが想定されます。前提として、判決原本等は保管期間が異なりますが、事件記録も一定期間経過したら廃棄していきます。

委員長代理

それでは意見交換に入ります。どこからでも結構です。フリーアドレス制をどのように導入したらいいかということに目を向けられているようなのですが、必ずしもフリーアドレス制を皆さんの職場が導入されていらっしゃるわけでもないと思うので、オフィス環境整備についての最近の取組例や、このような課題が起きているという話でもいいですし、更に広げれば、ＤＸ化についてこのようなことをしているというような実情でも結構です。それから、実情はともかく、裁判所はこういうことをすべきではないかというお話でも差支えありません。では、早速、Ｅ委員よろしいでしょうか。

Ｅ委員

弊社はフリーアドレスの導入にチャレンジをしましたが、結果失敗をしました。当初、フリーアドレス導入の目的は、コミュニケーションを活発化しようといったものがきっかけでした。もともと別々の事業所だったものを、数年前に一本にまとめるという統合の事業がありまして、それぞれ別々の建物にいたので、お互い顔を合わす機会が少なかったですから、話をする機会を積極的にとるために取り組んだ

ものです。ただ、通勤の時間が大体皆さん決まっており、そうすると、だんだん固定化していくんですよね。意識的には変わらないですし、いつの間にか固定席のようになりました。固定席を解消するために、ビンゴ大会の抽選のように席をランダムに割り当てて、積極的な会話が生まれるように試してみました。ただ、その強制が余りよくなくて、今度はチームで今まで仕事をしていた人が、強制的に離れ小島になってしまうことから、今度は連携が図りにくいというような意見も出てきました。次にそれを解決するためにミーティングをしやすい別の場所や、見学で見せていただいたように囲われている防音の場所を幾つか設けたのですけれど、導入がうまくいかず、結局はグループごとの移動を定期的に行うというのが今の着地点になっています。コミュニケーションの活性化は自然と生まれてくるものだとは思うのですが、冒頭申し上げた、通勤時間帯によって自然と席が固定されてしまうことについての工夫は準備された方がよろしいのではないかと感じたところです。

委員長代理

ありがとうございました。何年ぐらい前からそういう取組をされていますか。

Ｅ委員

弊社は２０１６年に始めました。１０年少々前ですね。

委員長代理

ありがとうございます。そんなに前から取り組まれていたのですね。

Ｅ委員

いつでも見に来ていただいても構いませんので。

委員長代理

ありがとうございます。皆さん、フリーアドレスの御意見でも何でも結構ですがいかがでしょうか。フリーアドレスを導入されている職場はございますでしょうか。

Ｆ委員

弊社は導入しています。

委員長代理

他の方は無いですかね。では、Ｆ委員、フリーアドレスの話をお願いいたします。

Ｆ委員

弊社では、本社の建て替えを機にフリーアドレス化を目指して、４年前に建物ができたときからフリーアドレスです。フロアの中ではどこに座ってもよいという格好です。コクヨのライブオフィスは私も何度も通いましたし、私自身が当時総務部長で、いわゆるフリーアドレス化を推進した張本人でございます。裁判所の課室のを見学させていただきましたが、これからやることは一杯あるなと正直思いました。紙をまず減らすということが非常に大事だと思っています。裁判所として正式に保管するものに関しては、ペーパーレス化をされていると思うのですが、先ほど目に見えたところにあるものでも、個人個人が持っていらっしゃる紙資料等も多分一杯あるのだろうなと思っています。弊社は準備段階として、１年掛けてものを減らすという目標を掲げ、実行しました。多分二度と見ないであろう過去の記録を自分の記録として持っておきたいという社員もいましたが、膨大になるので、思い切って捨てましょうと呼びかけました。それができないとなかなか難しいと思います。フリーアドレスを完全にしようと思うと、引き出しやごみ箱、足元の私物も一切ない状態です。個人ロッカーは、弊社でもコクヨのものを使っていますが、裁判所の容量の３分の２です。我々はそのロッカーに収まるものしか物を持っていません。無線環境等これから整うことは色々あるのでしょうが、導入されるまで時間があるの

であれば、その間に何をやるかということを検討するべきだと思いました。弊社の場合は、本社を新築したから古い建物に、ある意味まとめて捨てて出てくることができたからうまくいったのですが、仕事をしながら実現するというのは非常にハードルが高いと思います。大変難しいと思うのですが、良い取組だと思いますので、是非進めていただきたいと思います。弊社は見学を受け入れますので、是非お越しください。弊社の職場は、コクヨと違い、本当のライブオフィスです。しかも、新築している建物と、改修している建物と、３０年、４０年経っている建物の中でも実現しています。先ほど、幹部職員について言及があったことについて、弊社の場合は、さすがに社長室はあるのですが、私は５０人ほどを所管している部長ですが、部下と混じって仕事をしています。席を決める方法については、くじ引きによることもありますが、フロアごと等で任せています。基本理念は守ってもらいますが、ルールは統一せず自由にしてもらっています。また、裁判所には面白い名前のＰＴがあることをお聞きしましたが、弊社もオフィス改善委員会というものを設置しています。各職場の課題をお互いに情報交換してもらっており、若手中心に運営しています。我々は、一切口出しせず、バックアップだけしていますが、色々な意見を取り入れてどんどん改善されている状況です。

委員長代理

貴重な御意見ありがとうございます。「どうしたらええもん買えるんじゃろうかＰＴ」についても触れていただいてありがとうございます。「ＤＥＫＰＴ」と呼んでいますが、やはり名前は大事ですよね。あと、裁判所の者は御社に見学に行きたいなと思ったと思いますし、他の委員も見学に行きたいなと思った方がいらっしゃるかもしれません。

Ｆ委員

公開してるから、余計に保てるんです。今でも見学を受け入れています。

委員長代理

ありがとうございます。非常に励みになります。ペーパーレス化の難しさについてお話がありましたけど、フリーアドレスのことでもいいですし、そのほかの取組でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。それでは、Ｃ委員お願いします。

Ｃ委員

弊社は上手くいかなかった事例の部類だと思います。Ｆ委員の職場は新築での話だったと思います。一方で、弊社は耐震工事を２年間くらい掛けて行っていたのですが、居ながら工事という職員が事務をしながら工事が行われている状況の中で、この機会にオフィスもやり替えようと色々な取組をしました。フリーアドレスをできないかと検討した時期もあって、実はＦ委員の職場に、弊社の職員が見学に行きました。私は担当ではなかったので行けなかったのですが、結局導入しなかったんです。弊社の場合は会員組織ですから、会員の企業さんから決算書を始め様々な情報を預かります。裁判所はそれ以上だと思いますが、秘匿性がかなり高い書類が一杯あるため、デメリットを乗り越えてまでフリーアドレスを導入するには至らず、結局導入しませんでした。ただ、弊社の場合、１階と３階に分かれていたオフィスを３階に集約するという取組があり、そのためにペーパーレスは徹底的にやろうということで、紙をどんどん処分してもらった結果、現在では以前の半分ぐらいのスペースに職員が入っています。ですので、オフィスはかなりきれいになったので、ペーパーレスにしてよかったですし、フリーアドレスまでしなくても、弊社の場合はＷｉ－Ｆｉ環境を先に作って、全員にノートパソコンやスマートフォンを支給したので、移動が容易にでき、打合せも簡単にすることができるようになりました。以上のように、４０人ぐらいの職場ではあるのですが、打合せは部署を越えてでき

る環境もあるため、フリーアドレスのデメリットを越えてまで導入しようとする必然性を感じませんでした。

委員長代理

ありがとうございました。では、Ｂ委員お願いします。

Ｂ委員

弊社の職場も形だけのフリーアドレス化をしております。放送の現場は、縦割りのような職場でもあり、例えば技術の放送機器等の保持管理も含めて、実際に放送を流すときに立ち会う人間や、記者のように取材に出る人間がいたり、結構多岐にわたっている職場です。自分の席は無いのですが、結局各職種で固まってしまっています。ですが、その中ではフリーアドレスです。例えば、番組を取材しているディレクターは完全にフリーアドレスです。ソファーの席がディレクターの島になっているという感じになっています。アナウンサーはアナウンサーの何となくの島があり、カメラマンは機材があるので機材のそばに島ができているという感じです。しかし、基本的に全部ワンフロアで、声を掛ければすぐに集まるので、部屋の中央に仕切られてはいないのですが、モニター等を置いて会議スペースのようにして、そこで会議や打合せを全部行うようにしています。不都合は特に起きていないので、各仕事のやり方に応じて行うのがいいのかなと思います。強制的にする方法もあるかもしれないのですが、弊社としては、仕事のやり方に応じて取り入れるのがよいのかなと考えています。

委員長代理

ありがとうございます。ちなみに、Ｂ委員もフリーアドレスでいらっしゃいますか。

Ｂ委員

いえ、私の席はなぜかあるんです。

委員長代理

そうなんですね。ありがとうございます。

Ｂ委員

私は別に席がなくてもよいと思っているのですが、機密書類があるので、その管理のためだけです。

委員長代理

ありがとうございます。フリーアドレスに関して色々な貴重な意見を頂いています。Ｆ委員どうぞ。

Ｆ委員

多分皆さん誤解されていると思うのですが、席は固定化されていても、合理的だったらそれでいいと思っています。先に言いましたように、私物等を全部席に置いてしまうから固定化するのであって、それを全部一旦空にして、仮に同じ席に次の日に座るとしても全部持って帰る、これがフリーアドレスの一番の本質だと思っていまして、変わることが重要なことではないというふうに思うのです。もちろん変わることによって、色々なシナジーが生まれたり等の効果があると思いますが、やはりどうしても同じ場所に集まるんですよ。我々も同じフロアで取り組んでも、その中でちょっと微妙に変わっているだけで、顔ぶれは一緒みたいなことがあります。合理的であればそれはそれでいいのかなと思っておりまして、毎日同じ場所に座るから、色々な物が残っていくことがよくないことだと思います。

委員長代理

ありがとうございます。そのほか、どのような御意見でも。ではD委員お願いします。

D委員

私個人的には、この裁判所職員さん向けのフリーアドレスというのは果たして意味があるのかなと思いながら伺っております。というのが、専門化されている、縦割りではないですが、書記官の方と会計課の方が隣どうしで座って何かいいことがあるのか、どうしても根本的な疑念がございます。フリーアドレスの一番のメリットとして、連携が取りやすいことや、新しい方と隣合わせになって何か新しいシナジーが生まれることを企図しているのが本来なのかなと思います。そういうネガティブなことばかり考えたら、思い浮かんだんですよ。職員さんはさて置き、裁判官にはもしかしたらとても有効なのではないかなと。裁判官は、全部事件は違うし、担当の仕事は違いますが、根本部分が割と似たお仕事をされているはずで、大きなフロアに全員の裁判官を集めてフリーアドレスにして、毎日違う人が隣にいて、ちょっとこの推認過程どう思うみたいな、そういう話し合いをするというのはかなり刺激になるのではないでしょうか。我々弁護士は、たまに勉強会をして、色々な事件の話を聞いたりすると、はあ、なるほどということがやはりあるので、意外と裁判官にはフリーアドレス化というのは有効かもしれない。第１民事部、第２民事部、この五、六人とか四、五人の中だけでやるのではなく、もう１０人、２０人の裁判官、刑事、民事、家事、まとめた上でフリーアドレスをして、毎日違う人が隣に行くというのは、これはこれで面白いのかなと思いました。違うことを考えておられるかもしれないので、一意見として念のために述べた次第です。

委員長代理

ありがとうございます。それではG委員、裁判官のお立場からどうぞ。

Ｇ委員

裁判所の部署といいますと、本日御覧いただいた総務課、会計課の事務局と、具体的に訴訟事件を扱う事件部とがありまして、業務内容としては大分違うのかなと思います。裁判部になりますと、民事訴訟法が改正されて、デジタル化が始まりはしましたけれども、やはりまだ紙記録がメインで当分紙記録を扱うことになろうかと思いますし、かつ機密情報が満載なので、フリーアドレスで仕事をするのは、ちょっと想定しづらいかなと思いながらお聞きしていたところです。現在、裁判官は固定席で各部分かれて執務しておりまして、ただその中でも事件で悩んだこととか、法律の解釈とか、悩みがあれば皆で相談し合っているので、大きく変える必要があるのかなと正直思います。もちろん裁判官が集まって、色々打合せをするときに、Ｗｉ－Ｆｉ環境等が整備されて、打合せがしやすくなるととても便利だとは思いますが、例えば、事務局の部署に事件部の書記官がいて、席もごちゃ混ぜになって仕事をするのは考えづらいと思いますし、事件部が壁を取っ払って執務するのもまだ難しいのかなというのが実感です。

委員長代理

ありがとうございます。我々もよく仕事がたこつぼ化しているのではないかという批判を受けますので、こういう違う取組によって、何か打破できる部分があるのかなと、そんな関心はありますね。他、どのような御意見でも結構です。フリーアドレスのことでなくても結構ですし、何か御意見がありましたら。このようなＤＸの取組していますとか、このような風に変わりつつありますとかそんな話でも結構ですがいかがでしょうか。話を振ると、Ｈ委員の高校のほうで、今、ＤＸの取組をされているというふうに伺いましたので、このように環境変わっていますよというお話がありましたらお願いいたします。

Ｈ委員

本校は、ＤＸハイスクール指定校として３年目を迎えたことに加え、今年度は、生成ＡＩパイロット校の指定を受けまして、生成ＡＩを使った校務ＤＸという取組をしています。学校現場は皆さんの想像どおり基本的には席が固定されており、本校の職員約４０名は全員職員室に集まります。高校は、担任２人制がほとんどなのですが、担任どうしが隣の席に座ります。裁判所も同じだと思うのですが、個人情報がかなり多いので、紙を全部なくすのは難しいと思っています。例えば、職員会議等はペーパーレス化を図っていますが、生徒の個人情報に関わるようなものに関しては、基本的には紙で取り扱っています。ＤＸ化を図っているものとしては、例えば県教委から送付される文書を生成ＡＩに読み込ませて、締切りや表題等だけをエクセルに落とし込ませ、一覧表の形式にできるように研究を進めています。また、a 学園さんと b 大学さんとで、顔認証で生徒の出欠管理ができないかと共同研究をしています。本校は業務を縮減することを主たる目的にしていますが、今回のテーマにおける裁判所の目的が、フリーアドレスなのか、業務の縮減なのかという点は重要だと思います。フリーアドレスではない方が、効率が良い可能性もあります。他には、学校現場でいいますと、クラウドの管理方法についての議論がなされています。東京都が東京都教育委員会の生成ＡＩを作っているのですが、民間の方が質がより高いことから、c 中等教育学校は民間の生成ＡＩを使うだけでなくクラウド管理まで民間に委託するという取組みをしていると聞いております。本校も、クラウド管理を民間に委託すれば、個人情報の管理が効率化できると感じており、先ほど言及した出欠管理等も、名前と出欠状況を全部出してしまうと情報漏えいの可能性がありますが、民間に委託をすればその点はクリアできると思います。クラウドができさえすれば、どこにいても授業ができますし、職員室も自由に使えるようになるので研究を進めています。研究はまだ途中ですが、参考になればと思い取組を紹介いたしました。

委員長代理

どうもありがとうございました。参考になりました。今皆さんが所属されている職場での色々な取組ですとか、悩みですとか何かありましたら教えていただければと思います。ではＩ委員お願いいたします。

Ｉ委員

弊事務所の所内は１０名と少ないため、フリーアドレスは必要のない話なのですが、所内ではチャット等は使っており、弁護士が外出しているときもあるので、事務員から誰それから電話があったので帰ってきたら対応お願いしますとか、そういったやり取りをするには便利で使っています。ただ、例えば、証拠のここにマーカーを引いて出しておいてくださいということもチャットでもできるのですが、面倒ですし、結局口頭でやり取りした方が早いような業務も一杯あります。日々の裁判所とのやり取りの中でも、民事部に電話をかけて書記官につなげてもらい、確認事項を伝えて、裁判官に確認してもらった上で折り返していただくという一連の流れを、これまで通り特段支障なくできるのであれば、弁護士目線からはフリーアドレスをどんどん進めていただいてもいいと思っています。他にも、書記官が裁判官に口頭で確認する必要があるときに居場所が分からない、でも代わりにチャットでやり取りするのもやりにくい事務はあると思います。導入するとしたらやはり部署内、例えば民事部等が現実的なのかなという感想を持ちました。

委員長代理

御意見ありがとうございます。そのほか、どなたでもどんな角度からでも結構です。Ｊ委員、何かございますか。

Ｊ委員

県庁の状況を簡単に御紹介しますと、令和５年度に庁舎の大規模な耐震改修工事が完了しまして、壁や扉のないオープンスペース、オープンフロア化を進めました。フリーアドレスも検討はしたのですが、実際にはほとんど導入されていない状況です。現在、２か所だけフリーアドレスを導入をしていますが、どちらも少人数の部署です。そのうちの一つは平成２１年度から始めたということもございまして、当時の職員に色々聞いてみました。デメリットとして、席が固定されていないので電話がかかってきたときに電話を回す必要があること、そして書類の移動が面倒であることを挙げられました。当時、人数が少なかったこともあり、活発なコミュニケーションやコスト削減といった点が、フリーアドレスのメリットとしてあまり感じることができず、今でもフリーアドレスは続けているのですが、結局庁内全体に広まりませんでした。私が現在在籍している部署では、行政職員と相談員とは別島になっていますが、相談員席はフリーアドレスです。相談員は１２人いますが、半分は執務室、半分は電話室で業務をしています。交代しますので、席を固定しないフリーアドレス制となっています。メリットとしては、執務室に全員分の机を置かなくてよいため、スペースに余裕がある点、個人情報が多いため、一人一人が書類を持たないようにして、相談者の個人情報を共用ロッカーで一括管理するという形をとることで高いセキュリティを保つことができている点、資料等を全員に一冊ずつ配布する必要がなく一冊だけを配布して共有しているのが楽な点です。また、最近はコロナの影響もあって、県庁でもＤＸを進めています。令和４年度から、テレワークや在宅勤務を進めておりまして、パソコンにつないでキャリア通信するドングルＳＩＭを導入していますので、どこでも会議ができます。また、パソコンに受話器をつなぐソフトフォンを導入することで、インターネット回線での通話が可能となっています。在宅勤務でも公費で電話が使えますし、個人の内線電話にもつながります。あと、去年から文書管理システムを導入してペーパーレス化を進めており、数年後には紙が１０分の１以下になるだろうという状況です。さらに、令和４年度に耐震改修工事の一環で行ったのですが、県庁９階にあるアイデアスペースという

職員が誰でも使えるミーティングスペースを設けました。先ほど見せていただいたようなボックス席や、一人でウェブ会議等できるような席等、色々な形のものを１か所に整備していまして、割と好評です。これまでの話をすべて踏まえますと、ある程度在席率が低い職場でないとスペース面やコスト削減のメリットは割と少ないと感じますし、新しいアイデアが生まれることや組織の活性化のメリットも小規模の部署だけでは結び付かないと思います。裁判所では全館でフリーアドレス導入を目指すというお話は、非常によいと思いますが、部下のマネジメント管理等をどうするかという点が難しいのではないかと感じました。

委員長代理

ありがとうございます。ソフトフォンいいですね。そのようなものがあるのですね。受話器をパソコンに差すんですね。

Ｊ委員

そうですね。パソコンに差して、パソコン上で番号を押して電話をします。外線も内線も使えます。

委員長代理

ありがとうございます。知りませんでした。あと、どなたでも他に、今のようなＤＸの環境の話ですとか、これからやりたいなということでも結構です。検察庁の取組も伺ってよろしいですか、Ｋ委員。お願いいたします。

Ｋ委員

検察庁も現在は紙の記録です。紙の記録を離れて全く仕事ができないという状態なので、やはり記録の保管場所で仕事をしないといけないという制約から、なかなかフリーアドレスは今の状況では難しいと思います。ただ、刑事手続も来年からＩ

Ｔ化され、基本的には警察から来る記録も、我々が裁判所へ出す記録も、全部データになる予定です。そうすると、従前のように、記録を保管しているロッカーから離れた環境で仕事をすることも可能になるので、参考にさせてもらえたらなと思っております。ちなみに、検察庁では全館Ｗｉ－Ｆｉは入っておりますので、会議は会議室内で無線を使ってパソコンでやり取りをしています。従前は、資料を紙で打ち出していましたが、今はなくなってきています。

委員長代理

ありがとうございます。その他も何か、御自由に発言していただければと思うのですが。Ｌ委員、何かございましたら、どんな角度でも結構ですのでお願いいたします。

Ｌ委員

我々保護司は、皆さまとは少し違う立場であり、飽くまで個々の活動をしております。それと同時に、フリーアドレスも私たちには関係ないのかなと思いながら聞いておりました。岡山県の中では２５の保護司会の塊があり、横のつながりは全然ありませんが、地区の中では中学校区で一つの塊になっており、その中学校区の中では情報交換をしています。皆さんと同じで、非常に守秘義務の高い事件を持っておりますから、家庭環境や生育環境全てを渡されますので、お互いに保護司という立場でない限り話ができないんですよね。ちょっと隣に専門分野の方がいるから聞いてみようということは絶対できません。ですから、そういう意味においては、ウェブ会議等もできませんので、一か所に集まって話をしています。ＬＩＮＥ等を使って連絡はしますが、重要な情報は絶対ＬＩＮＥに流せません。それから、現在、観察所から送られてくる情報は全てメールで送られてくるようになり、大分ペーパーがなくなりました。しかし、実際に観察する少年や成人の情報は飽くまでペーパーです。メールで送られてくるのはちょっと怖いなという思いがあります。お答え

になっているかどうか分かりませんけれども、保護司という特殊な立場ですので御理解いただけたらと思います。

委員長代理

ありがとうございます。裁判所も非常に機密性の高い情報を扱っていますので、やはり、そういう姿勢は忘れないということになるんだと思います。ありがとうございます。M委員、何かございますか。

M委員

皆さんの御議論を伺っていると、フリーアドレス制を導入しなければならないということが所与のものになっていて、そのための障壁をどう取り除くかということが主題になっているように感じます。しかし、フリーアドレス制を導入するに当たっては、何のために導入するのか、その部署はフリーアドレス制に適しているのかという議論が先にあるはずで、一足飛びに全館フリーアドレス制導入を最終目標とする話にはなりづらいのではないかと思います。また、フリーアドレス制の導入について、裁判所の個々の職員さんたちがどう感じておられるのかも聞いてみたいです。フリーアドレス制にはメリットがある一方、デメリットも色々あって、その中には、毎日出勤する度に仕事に必要なものを引っ張り出してこなければならない、退勤時には私物を完全に片付けて帰らなければならないという、個々の職員さんにとって相当な手間であろうものもあるようです。本日の議論に出てきたフリーアドレス制のメリットは、スペースや設備を節約できる等、管理職側にとってのメリットが中心で、個々の職員さんの声が聞こえてきませんでした。もちろん個々の職員さんが、フリーアドレス制の導入に積極的であるならばそれでよいのですが、先ほどお仕事の様子を見学させていただいた部署に関して言えば、本当はもっとコミュニケーションを取りたいが、席が決まっているためにそれが叶わないというようにはお見受けしませんでした。フリーアドレス制を導入してコミュニケーションの活

発化を図ることが真に望まれる部署もあれば、従来のスタイルのまま個々の職員さんがそれぞれパフォーマンスを発揮することが望ましい部署もあるはずなので、フリーアドレス制の検討に際しては、個別の具体的な考慮が求められるように思います。

委員長代理

重要な視点、ありがとうございます。A委員から御意見を伺っていないと思いますので、何かありましたらお伺いします。よろしくお願いします。

A委員

弊社のＤＸ推進の部署に色々聞いてみますと、フリーアドレスはハードルが高いと感じているということです。紙の行き場はどうするかという問題や、込み入った話をするときにチャットではなく対面で話そうとすると固定化した人間と隣同士になることが多くなるのではないかという問題があります。また、集中するスペースが欲しいのではないかという問題や、外からかかってきた固定電話をどのように取り継ぐかという問題を考えると、フリーアドレスに向けての議論が余り進んでいないようです。フリーな場所とそうでない場所とのハイブリッドがよいのかなとは何となく感じています。もう一つ言うと、弊社は２０２３年からビルの中に全館Ｗｉ－Ｆｉが整ったのですが、２０階の社員食堂が割と広いので、食堂が実質フリースペースのようになっていまして、パソコンや携帯を持ち込んで、部署を越えて仕事の話をしていることが割と日常的にあります。食堂がある程度の機能を果たしていることもあり、フリーアドレスの話は進んでいません。それと、パソコンの話になりますが、現在はノート型パソコンが支給されているところ、年代によってパソコンにモニター画面をつないで大きな文字にして見たいという一定のニーズがあるようです。フリーアドレスにしたとき、そういうニーズにどう応えるかや、どの席にモニターを置くかという問題も、推進部署としては引っ掛かるようです。

委員長代理

どうもありがとうございました。法廷の風景も今後は変わるのではないかと思います。先ほど、K委員から刑事事件も記録がデータに変わるという話がありましたが、モニターを見て資料等を見るという世界が広がるので、裁判所にもモニターが一杯ある法廷の整備が予定されています。今までの裁判の在り方と比べて、画面ばかり見ることになるのかという話もあり、我々もどのようなバランスで運営しようかという話をしていまして、やはり同じようなことが起きるのだなと思って参考になりました。皆さんに一度は御意見を伺ったつもりではいるのですが、まだ少しお時間がありますので、まだこの話出ていないのではないかとか、ここまだ言いたいというお話がありましたら。F委員まだまだありますかね。山ほどありますよという感じ。お願いします。

F委員

色々出た疑問に我々がどう対応しているかを少し紹介できたらと思います。固定電話に電話がかかってきたときにどうするのかという話がありました。弊社では、会社から一人１台スマートフォンが支給されていますが、今時なのでアプリも色々あり、このスマートフォンが内線電話の代わりとなり、固定電話もこのスマートフォンにかかってきます。また、アプリで、誰がどこにいるかとか、どういう状態かというのを登録しています。アプリの他にも、職員が社内にいるのか会議中なのか、フロアにあるサイネージに表示されるような設備になっています。そういうものを活用しているため、人探しをすることは特にありません。あと、私物を片付けるのが大変そうという話がありました。我々も最初そう思いましたが、慣れます。慣れたら逆にやめられないようになって、自分の持ち物がとても減ります。私も私物で持っているものといったら筆箱やメモ用の手帳ぐらいです。はさみや２穴パンチ等はフロアの真ん中の台の上に置き場を決めておいて、全員共有で使っていますので、

個人としては持っていないです。結果として、色々なものを減らすことができ、ペーパーレス化になるとこういう文房具が会議室には全くありません。こういう環境に慣れると、物がないことが当たり前になり、人によって環境が合う合わないはあると思いますが、ストレスは感じなくなるように思います。もう一つ大きいのは、フリーアドレスにすることによって職員の採用がものすごく良くなりました。採用説明等で、こういう環境で仕事をしていますと紹介すると、志望してくださる人が非常に多くなり、辞退率も下がりました。

委員長代理

また、見学に行かせていただくかもしれませんが、採用の話もずっと悩みがありますので、そういう効果もあるのだなと思って参考になりました。ありがとうございました。ほかに皆さん何か。Ｄ委員どうぞ。

Ｄ委員

先ほど、Ａ委員からモニターの話が出たので思い出したのですが、恐らく裁判所におけるＤＸで、最も急務なのはデュアルモニターの導入を全職員、少なくとも事件部には必要なのではないかと思います。データで出てきた書証や準備書面を見ながら、裁判官が起案をするのは不可能だろうと思うんです。同じように、書記官もそれがないと、非常に効率の悪い仕事を強いられて、デジタル化をしたけれども効率が下がるという本末転倒なことが起きるのではないかなと思っています。今回のＤＸ化というテーマだけを最初に聞いたときは、そういう話なのかなと思ったら、フリーアドレス化というのもちょっとよく分からないなと。ただ、予算に限りがある中でなかなか難しいのだろうな、地裁の一存でできることでもないだろうしなとは思うのですが、モニターの整備が多分一番ではないかなと思っている次第です。

委員長代理

書記官のことも分かっていただいてありがとうございます。その他いかがですかね。

Ｆ委員

モニターの件、ノートパソコンに変わって作業効率がものすごく落ちることになってはならないので、我々は、席によりますが、各席にモニターを置いています。ですから、パソコンを席に持ってきてそこにあるモニターにつなぐ形にしています。モニターが２枚の席、１枚の席、無い席それぞれあるため、それぞれの作業に応じて選ぶようにしています。どうしても２枚の席に座りたい場合は、交渉して席を代わってもらうようなことをしています。私は、何枚もモニターを使って作業することは余りないので、携帯用のモニターを持っており、必要に応じてつないでいます。

委員長代理

どうもありがとうございました。Ｃ委員、お待たせしました。どうぞ。

Ｃ委員

裁判所さんがもう何年も前からフリーアドレスに向けて準備をされているという御紹介もあったと思いますが、率直にいうと、なぜフリーアドレスにしたいのだろうかと思っています。これが現場からの報告があって導入したいと言っているのか、上司の人たちに導入するように言われているのか、全国的に方針が出ているのかは分からないのですが、なぜしたいのでしょうか。裁判所からの説明において、実現したい職場環境の項目が挙げられていましたが、別にフリーアドレスにしなくてもできることが結構多いのではないでしょうか。裁判所は何を実現したくてフリーアドレスにこだわっていらっしゃるのかが、腹に落ちなくて分からない、もやもやしているもので、教えてもらったらすっきり帰れるなと思っています。実現したいんだというものがないと根付かないと思います。

委員長代理

やはりそもそもこれ所与の前提ですかというお話があったので、そもそも論というのはあると思います。

C委員

職員の方々の納得感がないと根付かないと思います。表面的なことではなくて、何を実現したくて、何が根本的な課題なのかという部分はどうでしょうか。

事務担当者

例えば私の前任庁の話でいうと、とても建物が古くて狭あいだったんですね。そうした場合に、では何で解決しようかというと、部屋を広くしようがないので、フリーアドレス化をして、これまで皆が持っていた大きな固定の机を廃して、要らない書類も廃して、できるだけ小さいフリーアドレス用の机を入れて、今まで職員が背中合わせですごく狭かった距離感を人が歩いて通れるぐらいまで広げることができたりとかですね。色々御指摘がありましたが、裁判所は机の中に書類がとても多いです。私も異動の度に、見ないままの机の中の書類がたくさんありますので、そういったものも処分してできるだけ広い環境で仕事ができるように環境を変えていくためにも、フリーアドレス化を進めていければなと思っています。先ほど、全館的に導入していきたいと申し上げたのは、組織的に考えているわけではありません。例えば部や課、係を越えてというのはなかなか難しいですが、小規模なところから導入して、その範囲を広げていけたらと思っているところであり、その意味での全館化というふうに受け止めていただけると有り難いと思っています。ただそれも、どちらかというと私の願望と思っていただければいいのかなと思っています。

委員長代理

いかがでしょうか。すっきり帰れる感じになりましたでしょうか。

Ｃ委員

ちょっとすっきりしました。

委員長代理

ありがとうございます。皆さんの思いは色々あるかもしれなくて、もっと言えば、やはりこれを本当にやるべきかどうかという御意見もあるのかもしれませんね。個人的には、やはり裁判所、裁判官の仕事というのは、集中して自分ですることが多いものですから、何かコミュニケーションの活性化の一環にならないかなという思い、その観点がある感じがしました。必ずしも皆思っていることが一緒ではないかもしれません。そうすると、ますますすっきりしなくなって、大丈夫か、裁判所となるかもしれません。ただ、おっしゃるように、そもそも論として、何でやるのかから考えなければいけないという御指摘もごもっともだと思いました。また参考にさせていただいて、どう取り組むかということではあるのですが、まずＦ委員さんのオフィスに見学に行くことではないかなという気がしています。皆さんの貴重な御意見、本当にいろいろありがとうございました。

（別紙第３）

【次回のテーマに関する意見交換】

委員長代理

本日のテーマの議論は尽くせたということで良いでしょうか。

では、次回は新しいテーマに移りたいと思いますが、委員の方でテーマについて御提案がある方はいらっしゃいますか。

裁判所からは、「刑事公判事件における犯罪被害者保護制度」を取り上げてはどうかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次回は「刑事公判事件における犯罪被害者保護制度」をテーマとしたいと思います。

（別紙第４）

【委員長の選任】

事務担当者

最後に委員長の選任手続に入らさせていただきます。

規則上、委員長の選任は互選によることとなっておりますが、皆様の中で立候補いただける方や、この方が良いのではないかと思われる方はいらっしゃいますか。

Ｄ委員

この件について、前回の地裁委員会で 私の方で発言させていただきました。基本的にこの地裁委員会というのは、民間の視点を運営に取り入れていただくという視点で運営されているものですから、所長以外、裁判所関係者以外の民間の方から選ばれるべきが筋合いかなと私は思っております。従前、十年近く、民間の委員の方が委員長を務めておられた経緯もありますし、前委員長には多分裁判所の方からお願いにあがって、引き受けていただいたのではないかなと思っております。そういった根回しが裁判所の方からもされているのかいないのか分からないんですが、民間の方でどなたかやっていただくのがいいのではないかなと思うのですが、委員の方々、その辺りはいかがですかね。

委員長代理

まずは立候補される方はいらっしゃいますかというところなので、まず、申し上げておくと、前回も私がここで発言したとおり、私自身は立候補したいというふうに思っております。理由としては、今回のこともそうですが、司会をされるとその方の御意見が聞きにくくなる、言いにくくなるのではないかということもあって、委員会の趣旨、広く一般の皆さんからの御意見を伺うという趣旨からすると、裁判所の所長である私が、司会者、促進者、ファシリテーターとよく言いますけども、

皆さんの意見を伺う側に回って伺うのがいいのではないかと思っております。D委員から指摘があったこと、民間の方がやっていただいていた理由として、十数年前からということにはなっているのですが、その時には運営上の問題を指摘されました。具体的には裁判所から説明をするのですけども、その説明の時間が長すぎて、皆さんの意見を聞くという時間を設けていないのではないかという批判がありました。その運営上の問題があることから、民間の方が司会になった経緯があるというふうに理解をしていますので、その辺りの運営の仕方については重々こちらの方もいつも留意をして皆さんの意見が反映されるよう、意見をまず伺うということについては、徹底していきたいというふうに思っております。これが、私の立候補の理由ということになります。

D委員からどなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうかという伺いがありましたので、皆さんいかがでしょうか。

D委員

委員長代理の方からは、聞き役に徹したいし、進行に専念するために裁判所がした方がいいのではないかという御意見があって。それはそれで私も一理あるかなと思います。ただ、冒頭申し上げたように、民主的統制に服するという意味では、裁判所が全部準備して説明をして進行するというよりは、やはり民間の方が進行の一翼を担って相互に意見交換をしていくという方が、それこそフリーアドレスではないですけれども、活発化に資するのではないかなと私は思っておりますので、もしどなたもなさらないということであれば、私の方が立候補させていただきます。

委員長代理

改めてですけど、他の委員の方からの立候補についてはいかがですか。

（発言する委員なし）

特にないということで。私とそれからD委員、特に立候補の趣旨としては、今の

話でよろしいでしょうかね。互選ということになりますので、皆さんに投票又は多数決の方法で決めていただくということになります。どちらが先にするかというのはあるかもしれませんけれども一番簡易なのは挙手の方法ですが、無記名投票の形でできる方法も用意しております。その点の決め方についても御意見がありましたら、皆さんおっしゃっていただければと思います。挙手か無記名投票かという御提案になるんですけれども。

M委員

投票に先だって、委員長の職務権限について御説明いただけますか。投票に際して参考になります。

事務担当者

委員長につきましては、地方裁判所委員会規則の第６条に定めがございます。委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任するとされておりまして、委員長は会務を総理し、委員会を代表する者と定められております。

M委員

事前の準備や当日のタイムスケジュールの決定等も委員長が行っておられるのですか。

委員長代理

そうですね。主に事務局の皆さんに決めていただいてということになります。最終的には私にも相談があって、実際のところは委員長ではないのですけれども、こういう形で進めますという話は、伺っているというのは実情だと思います。

事務担当者

所長でない方が委員長のときには事前に裁判所にお越しいただきまして、進行についての打ち合わせなどをさせていただいておりますので、この委員会当日以外のお時間を頂戴することにはなります。

委員長代理

他に質問がなければ、投票の仕方、方式について挙手の方法か、紙に書いていただいて投票する方法かどちらがいいかという御意見についてもしありましたら。

Ｄ委員

無記名投票でいいのではないかなと思います。

委員長代理

それでは無記名投票の御提案になりますけど、よろしいでしょうかね。

（提案に反対する委員なし）

（投票用紙を配布）

事務担当者

委員の御自身のお名前は不要でございます。委員長代理又はＤ委員の名字を書いていただければと思います。記入終わりましたら、どなたからでも結構ですので投票いただけたらと思います。

（各委員が用紙に記入の上、投票箱に投票）

総務課長において、開票させていただきます。

（開票）

全部で１４票いただいております。委員長代理におかれて８票、Ｄ委員におかれて６票となっております。委員の方、どなたか御確認をお願いできますでしょうか。

（Ｉ委員が開票結果を確認）

投票の結果、以上となりました。

委員長代理

では私が委員長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。